

<問題1> (配点：1)

次の記述は、キャッチオール規制に関する説明であるが、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 中国の商社から、需要者が中国のメーカー、用途が航空機用として輸出令別表第1の16の項に該当するジャイロスコープを受注した。その後、輸出の1週間前に輸入者である当該商社から、「当該ジャイロスコープは核兵器を運搬することができる航続距離が800キロメートルの無人航空機に使用される。」という連絡を電話で受けた。この場合、その他の懸念情報がなく、インフォーム要件に該当しなければ、輸出許可の必要はないが、当該輸出について輸出管理内部規程等に基づき慎重に判断する必要がある。
- B インドの医療機器メーカーXから医療機器の製造用に輸出令別表第1の16の項に該当するオシロスコープの見積もりの依頼があった。しかし、メーカーXの親会社であるインドの商社Yは過去に核兵器開発を行ったことが明確であり、需要者要件に該当する。また、メーカーXと商社Yは明らかに別法人であるが、商社YはメーカーXの株式の60%を保有し、役員も派遣している。この場合、両社は資本的・人的関係を有しているので、メーカーXについても需要者要件に該当することになる。
- C パキスタンのメーカーから輸出令別表第1の16の項に該当する発電機の注文があった。詳細を確認したところ、核兵器開発に用いられるかもしれないという具体的な懸念情報があったので、経済産業省に補完的輸出規制に係る事前相談書を提出した。この場合、補完的輸出規制に基づく許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答される。
- D 外国ユーザーリストにおいて、生物兵器、化学兵器、ミサイル、核兵器、通常兵器の全てに懸念がある企業・組織については、「懸念区分」欄に「生物、化学、ミサイル、核、通常」と掲載される。

1. A○ B× C× D×
2. A× B○ C× D×
3. A× B× C○ D×
4. A× B× C× D○
5. A× B× C× D×

<問題2> (配点：1)

AからEのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 外為法等遵守事項では、文書管理は、「資料管理」として規定され、「すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録すること」と規定されている。
- B 外為法等遵守事項では、「輸出令別表第1又は外為令別表それぞれの5の項から16の項までの中欄に掲げる貨物又は技術については、貨物の輸出時又は技術の提供時から少なくとも5年間保存すること」と規定されている。
- C 外為法等遵守事項では、文書管理の保管が必要な期間は、公訴時効より定まることから、法人については、懲役・禁固がないため、「少なくとも3年間保存すること」と規定されている。
- D 外為法等遵守事項では、文書管理は、改ざんの可能性があることから、「原紙で保管すること」と規定されている。
- E 外為法等遵守事項では、特別一般包括許可を受けた者が、包括許可要領に規定する「返送に係る輸出」又は「返送に係る技術の提供」を行った場合の輸出関連書類等については、「一律7年間保存すること」と規定されている。

1. A○ B× C× D○ E○

2. A○ B○ C× D× E○

3. A○ B○ C○ D× E○

4. A× B× C× D○ E×

5. A× B○ C○ D× E×

<問題3> (配点：1)

許可の要否等に関する以下の記述のうち、正しい説明がいくつあるか選りなさい。

- A 大阪にあるX社が米国のY社から輸入した輸出令別表第1の6の項(2)に該当する工作機械が故障した。無償修理期間であって、これを米国で修理してもらうためにY社に無償で輸出するときに、修理後、この工作機械がX社に無償で返送されるのであれば、輸出許可を申請する必要はない。
- B 東京にあるX社が輸出許可を取得してタイの荷受人Y社に輸出した輸出令別表第1の10の項に該当する光学器械が故障した。X社は、保証期間は過ぎていたので修理代金は別途、Y社に請求するが、これを一旦、Y社から日本に無償で輸入して、修理後に再びY社に無償で輸出しようとするときには、輸出許可を申請する必要はない。
- C 名古屋在住のカメラマンX氏が、海中撮影のために、輸出令別表第1の12の項に該当する水中カメラ(貨物等省令第11条第五号に該当)を自己使用目的でモルディブに携行し、後日、日本に持ち帰るのであれば、輸出許可を申請する必要はない。
- D 仙台にあるX社が、輸出許可を取得してベルギーのY社に輸出した輸出令別表第1の1の項に該当する産業用の銃が故障した。Y社が、無償でX社に送り返し、X社で修理後、Y社に無償で輸出するのであれば、X社は輸出許可を申請する必要はない。
- E 韓国にあるX社は、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する測定装置を今月、東京で開催される国際展示会に無償で出品した後、来月、パリで開催される国際見本市に無償で出品する予定である。この場合、X社が東京から、パリの国際見本市のX社宛に無償で輸出する場合、輸出許可を申請する必要はない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題4> (配点：1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 大阪にあるメーカーの輸出管理担当者は、輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインを確認しようと思い、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」をチェックした。
- B 大阪にあるメーカーの輸出管理担当者は、今週にも輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る予定である。そのため、「輸出管理内部規程の届出等について」で規定されている書類を用意した。
- C 東京にある貿易会社は、パキスタンにあるメーカー向けに輸出令別表第1の16の項に該当するマイコンを輸出しようとしたところ、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当することが分かった。大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可申請に必要な添付書類については、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」で規定されている書類を用意した。
- D 名古屋にあるメーカーの輸出管理担当者は、輸出令別表第1の1から15の項とそれに関連する貨物等省令第1条から第14条中では、よく「製造用の装置」が規制されているので、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の1(3)にある「製造」の用語の解釈を用いて判断するよう社内で指導している。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A× B× C○ D○
- 3. A○ B○ C× D×
- 4. A○ B× C× D×
- 5. A× B× C○ D×

<問題5> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、1年間の予定で米国にある大学院に留学している長女から、ロボットの開発製造に使用するので外為令別表の2の項に該当するソフトウェアを送って欲しいと頼まれた。当該ソフトウェアは、販売店で在庫販売されているものではないので、メーカーから購入し、国際郵便で送る予定である。この場合、役務取引許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXの役員Yは、平成27年10月にタイにある子会社の社長に就任した。Y社長が、平成28年2月に日本に一時帰国（1週間滞在）した際、メーカーXの社員Zが、Y社長に外為令別表の5の項に該当する製造技術について、意見を求めるために当該技術を提供する場合、役務取引許可が必要である。
- C フランスとイランの二重国籍を有する者が、日本に入国して1か月後に日本にあるメーカーXの社員として雇用された。メーカーXが、研修用の資料として、その社員に外為令別表の5の項に該当する技術を提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- D 日本にあるメーカーXが、子会社であるタイの現地法人Yに外為令別表の5の項に該当する技術を提供する場合は、役務取引許可が必要であるが、メーカーXが、メーカーXの香港支店に提供する場合は、役務取引許可が不要である。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A○ B× C○ D○
- 3. A× B○ C× D×
- 4. A○ B× C× D×
- 5. A○ B× C○ D×

<問題6> (配点：1)

次のAからDまでのうち、正しいものは、いくつあるか答えなさい。

- A 原子力供給国グループ（NSG）は、インドの核実験を契機に設立された。NSGのガイドラインには、原子力専用品の輸出を管理するパート1と原子力汎用品の輸出を管理するパート2の2種類がある。そのため、核兵器そのものは、輸出令別表第1の2の項で規制されている。
- B オーストラリア・グループ（AG）は、イラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられていたことを契機に発足した。まず、化学兵器開発に用いる化学剤を規制し、その後生物兵器関連汎用品及び関連技術も規制の対象としている。そのため、化学兵器そのものは、輸出令別表第1の3の項で規制され、生物兵器そのものは、輸出令別表第1の3の2の項で規制されている。
- C MTCR（Missile Technology Control Regime）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出等を規制している。まず、核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を規制対象にし、その後、核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も規制対象としている。
- D ワッセナー・アレンジメントの目的の一つは、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することにある。ワッセナー・アレンジメントでは特定の国家・地域に的を絞ることなく全ての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を規制対象としている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題7> (配点：1)

貿易外省令第9条第2項第十二号に関して、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術は、全て貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できるわけではない。
- B 貨物の輸出に付随して提供される使用に係るプログラムのうち、「修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの」でなければ、全て貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できる。
- C 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し、又はこれらを超えるためのもの」でなければ、全て貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できる。
- D 貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できる技術は、全て輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限られる。
- E 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための技術は、全て貿易外省令第9条第2項第十二号が適用できる。

1. A・B

2. B・C

3. C・D

4. D・E

5. E・A

<問題8> (配点：1)

本邦の企業が、AからDまでの輸出をする際、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の適用に関して、包括許可要領の別表3に基づく正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。なお、当該貨物は、輸出令別表第1の5の項（5）に該当するニッケル合金（価額500万円）とする。

- A フランスを仕向地として、需要者がフランス軍の研究所で当該貨物の用途が「核兵器等の開発等」に用いられる場合は、常に「失効」する。
- B 中国を仕向地として、需要者が、外国ユーザーリストに掲載されている大学である場合は、用途が大気汚染の研究という民生用途であっても、経済産業省に事前に「届出」をする義務がある。
- C 韓国を仕向地として、需要者が韓国軍の研究所で当該貨物の用途が「核兵器等の開発等」に用いられる疑いがある場合は、経済産業省に事後に「報告」をする義務がある。
- D タイを仕向地として、需要者が、タイにあるメーカーで、当該貨物の用途が「その他の軍事用途」に用いられる疑いがあったので、経済産業省に事前に「届出」をした。経済産業省から、特に連絡はなく、届出が受理されて、15日経ったので、本邦の企業は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することにした。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A○ B× C○ D○
- 3. A× B○ C× D×
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A○ B× C○ D×

<問題9>（配点：1）

「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」が一切適用できない
仕向地のみを列挙しているものを次の中から一つ選びなさい。

1. アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮、リビア
2. アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮、ミャンマー
3. イラン、イラク、北朝鮮、リビア、イスラエル
4. シリア、イラン、イラク、北朝鮮、リビア
5. インド、パキスタン、アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮、リビア

<問題 10> (配点：1)

日本からの貨物及び技術の輸出・提供について、AからEのうち、特別一般包括許可が適用可能な組合せを1つ選びなさい。

- A ギリシャを仕向地として輸出令別表第1の5から14の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
- B 中国を仕向地として輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
- C 米国を提供地として外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
- D 中国を仕向地として告示貨物に該当する貨物を輸出する場合
- E ブルガリアを提供地として外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術を提供する場合

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 11> (配点：1)

AからDまでの説明のうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。なお、東京のメーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を取得しており、「返送」に関する別表3及び別表4の左欄の条件は履行しているものとする。

- A 東京のメーカーXは、アメリカのメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当するヘルメットαを購入したところ、輸出令別表第1の1の項に該当する軍用のヘルメットβが誤って送られてきた。この場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」の規定に基づき、軍用のヘルメットβをメーカーYに返送することができる。
- B 東京のメーカーXは、アメリカのメーカーYより、輸出令別表第1の9の項に該当する無線通信機αを10セット購入したところ、輸出令別表第1の1の項には該当しないが、2から16までの項のいずれに該当するか分からない無線通信機βが50セット誤って、送られてきた。この場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」の規定に基づき、無線通信機βをメーカーYに返送することができる。
- C 東京のメーカーXは、中国のメーカーYより、倒産したドイツのメーカーZが製造した輸出令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置αの修理を頼まれた。なお、測定装置αは、メーカーYがメーカーZより直接購入したものである。メーカーXは、測定装置αを日本に輸入し、有償で修理後、中国のメーカーYに返送する場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」の規定に基づき、メーカーYに返送することができる。
- D 東京のメーカーXは、中国のメーカーYより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器αを10セット購入したところ、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器βが100セット誤って、送られてきた。中国のメーカーYより、シンガポールのメーカーZに送るものを誤って、日本に送ったと連絡があり、転送費用を全額負担するので、シンガポールのメーカーZに転送して欲しいと連絡があった。この場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」の規定に基づき、レーザー発振器βをメーカーZに輸出することができる。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B○ C○ D×
3. A× B○ C× D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B× C○ D×

<問題 1 2> (配点：1)

AからDまでの説明のうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある工作機械メーカーのX技術部長は、出張中のアメリカの空港で、大口顧客である名古屋の自動車メーカーのY専務に偶然会った。最初は、Y専務と雑談をしていたが、途中から、現在開発中の新型ロボットの技術内容（外為令別表の2、6の項該当技術）について質問を受けたので、失礼がないように丁寧に説明した。このような場合、役務取引許可は不要である。
- B 昨日、初来日したばかりのシンガポールのソフトメーカーの技術部長Xは、滞在先の京都のホテルから来週訪問する予定の上海にある電機メーカーのY技術部長宛に、外為令別表の9の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカーの技術部長Xは、役務取引許可が必要である。
- C 名古屋にある貿易会社のX営業部長は、主要取引先である大阪にある工作機械メーカーのY技術部長と日々、電話やメールで外為令別表の2の項や6の項に該当する技術のやりとりを行っている。Y技術部長は、X営業部長の要請で、午前中に外為令別表の2の項に該当する図面を添付メールで送った後、X営業部長が急な海外出張で、当該メールを出張先のシンガポールのホテルで見たとしても、役務取引許可は不要である。
- D 名古屋にあるX大学院では、来日から2ヶ月目のシンガポールからの大学院留学生Yから、ブラックホールの研究をしたいので、X大学院で所有しているスーパーコンピュータの操作マニュアル（外為令別表の8の項該当）を借りたいと申し出を受けた。X大学院が、当該操作マニュアルを提供する場合、役務取引許可は不要である。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B○ C× D×
3. A○ B× C× D○
4. A○ B× C○ D×
5. A○ B○ C○ D○

<問題13> (配点：1)

AからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Xは、フランスにあるメーカーYから、輸出令別表第1の2の項に該当する炭素繊維を購入し、北京にあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYの香港にある倉庫から出荷され、北京にあるメーカーZに直接輸出される。貿易会社Xは、メーカーZより大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、貿易会社Xは仲介貿易取引について、許可申請をする必要がある。
- B 東京にある貿易会社Xのタイ支店は、フランスにあるメーカーYから、輸出令別表第1の2の項に該当する炭素繊維を購入し、マカオにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYの香港にある倉庫から出荷され、マカオにあるメーカーZに直接輸出される。タイ支店は、メーカーZより大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引について、許可申請をする必要がある。
- C 東京にある貿易会社Xのタイ現地法人は、フランスにあるメーカーYから、輸出令別表第1の2の項に該当する炭素繊維を購入し、マカオにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYの香港にある倉庫から出荷され、マカオにあるメーカーZに直接輸出される。タイ現地法人は、メーカーZより大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、貿易会社Xは仲介貿易取引について、許可申請をする必要がある。
- D 東京にある貿易会社Xのタイ現地法人は、アメリカにあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当する銃の専用部品を購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。銃の専用部品は、アメリカから出荷され、イスラエルにあるメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引について、許可申請をする必要がある。

1. A× B× C○ D×
2. A× B× C○ D○
3. A○ B× C× D×
4. A× B○ C× D○
5. A○ B○ C× D×

<問題 1 4> (配点：1)

次のAからDまでのうち、日本の輸出者が外国のメーカーに該非を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社は、中国のメーカーより、外為令別表の3の2の項(2)に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の2の項(2)は、オーストラリア・グループの規制なので、オーストラリア・グループのサイトにある英文を参考に中国のメーカーにスペックを確認する。
- B 福岡の貿易会社は、オーストラリアのメーカーより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の4の項は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにある英文を参考にメーカーにスペックを確認する。
- C 大阪の貿易会社は、香港のメーカーより、輸出令別表第1の14の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の14の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Munitions list の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。
- D 福岡の貿易会社は、オーストラリアのメーカーより、輸出令別表第1の15の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の15の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D×
3. A○ B○ C× D○
4. A○ B○ C× D×
5. A○ B○ C○ D○

<問題 15> (配点：1)

大阪のメーカーは、装置α（リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格500万円）1セットを来月、民生用途でタイのメーカーに輸出する予定である。装置α内には、①から③までのリスト規制該当貨物が正当に組み込まれている。なお、通信装置Y及び集積回路Zは、告示貨物ではない。

装置αに組み込まれた①から③の貨物の対応について、最も適切な説明を1つ選びなさい。なお、大阪のメーカーは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。また、キャッチオール規制の客観要件及びインフォーム要件には該当しない。

<装置αの仕様>

- ①輸出令別表第1の2の項(12)に該当する測定装置X(装置αの初期製造時に専門店で、1セット55万円で購入し、現在も同価格)が、ボルトで固定されている。
- ②輸出令別表第1の9の項(1)に該当する通信装置Y(装置αの初期製造時に専門店で、1セット60万円で購入し、現在も同価格)が、ボルトで固定されている。
- ③輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路Z(装置αの初期製造時に専門店で、1個6万円で購入し、現在も同価格)が10個半田付けされている。

- 1. 装置αの中にある測定装置X、通信装置Y、集積回路Zの全てについて、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出できる。
- 2. 装置αの中にある測定装置Xは、運用通達の10%ルールを適用できないので、輸出許可が必要である。通信装置Yは、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。集積回路Zは、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。タイが仕向地なので、測定装置Xについて、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出できる。
- 3. 装置αの中にある測定装置X、通信装置Y及び集積回路Zについて、いずれも少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 4. 装置αが、タイで、医療用に設計された装置に組み込まれるのであれば、装置αの中にある測定装置X、通信装置Y、集積回路Zについて、輸出許可は不要である。
- 5. 装置αの中にある測定装置Xは、運用通達の10%ルールを適用できず、タイが仕向地なので、個別の輸出許可が必要である。通信装置Yは、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。集積回路Zは、半田付けの状態にある電子部品なので、運用通達の規定により、輸出令別表第1の7の項に該当しないものとして扱われるので、輸出許可は不要である。

<問題16> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の仲介貿易取引については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（いわゆるインフォーム要件）の規定はない。
- B 外為令別表の1の項に該当する技術の外国間等技術取引については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（いわゆるインフォーム要件）の規定はない。
- C 少額特例については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（いわゆるインフォーム要件）の規定はない。
- D 公知の技術については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（いわゆるインフォーム要件）の規定はない。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A× B× C○ D×
- 3. A○ B○ C× D○
- 4. A○ B× C× D×
- 5. A○ B○ C× D×

<問題17> (配点：1)

AからDの説明のうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定があるが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はない。
- B 遵守基準省令で努力規定とされている規定は、外為法等遵守事項では、義務規定とされている。
- C 輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る場合は、様式任意の「輸出管理内部規程」が必要であるが、その「輸出管理内部規程」とは、遵守基準省令の内容を全て含む内部規程をいう。
- D 「輸出管理内部規程受理票」が経済産業省から発行されている企業等は、毎年7月1日から7月31日までの間に、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」を経済産業省へ提出するが、輸出管理内部規程は、企業等の自主管理によるので提出は任意とされている。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A× B× C○ D×
- 3. A× B○ C× D○
- 4. A○ B× C× D×
- 5. A○ B○ C× D×

<問題18> (配点：1)

いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈で、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）を利用する者は、当該サーバーが国外に設置されていても、サービス利用者自らが使用する目的のためだけに当該サーバーに特定技術の情報を保管する場合、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しないが、技術の国外への持ち出しに当たるので、外為令第17条第2項の規定に基づき特定記録媒体等輸出等許可の取得が必要となる。
- B ストレージサービスの利用者が、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の提供を目的とする取引のものとみなされる。
- C ストレージサービスの利用者が、契約を開始後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約を継続したとしても、ストレージサービスの利用者には、特定技術を提供しようという意思はないので、特定技術の提供を目的とする取引とはみなされない。
- D ストレージサービスを利用する者は、当該サーバーが国外のどこに設置されているかを確認し、輸出令別表第3の地域に設置されていることが確認できた場合にだけ、契約できることが、役務通達に規定されている。
- E ストレージサービスを利用する者が当該サーバーに保管できる特定技術の情報は、外為令別表の1の項から16の項の中欄に掲げる技術のいずれでもよい。

- 1. A○ B○ C○ D○ E○
- 2. A○ B× C× D× E×
- 3. A× B○ C○ D× E×
- 4. A○ B× C× D○ E×
- 5. A× B○ C× D× E○

<問題 19> (配点：1)

次の米国輸出管理規則に基づく輸出許可の取得の要否に関する記述で、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。必要に応じて、「規制品目リスト(抜粋)」及び「カンントリーチャート(抜粋)」を参照すること。なお、当該取引は、当該貨物の日本からの再輸出であり、各設問で記載されている以外の用途及び懸念顧客等の要件には該当していないものとする。

- A 規制品目番号 1C006. a. に該当する 4,000 ドルの品目を香港(A：6 国群、B 国群)に輸出する場合には、規制品目リストに規定されている許可例外が適用できないため、許可例外 S T A の適用又は輸出許可申請を検討する必要がある。
- B 米国から許可例外 T S R を適用して輸出された技術(1E001)に基づいて直接的に製造された直接製品が 1C006 に該当する場合であっても、当該直接製品を 2015 年 7 月の E A R 改正でテロ支援国(E：1 国群)から削除されたキューバに輸出する場合は、輸出許可申請は不要である。
- C 規制品目番号 1C006. a. に該当する品目をデンマーク(A：1 国群)に輸出する場合には、輸出許可申請は不要である。
- D 規制品目番号 1C006. d. に該当する品目を中国(D：1 国群)の民生企業の民生用途向けに輸出する場合、許可例外 C I V が適用できるため、輸出許可申請は不要である。
- E 規制品目番号 1C006. a. に該当する品目の中国(D：1 国群)向けの輸出において、当該品目の価格が 2,000 ドルの場合には、許可例外 L V S が適用できるため、輸出許可申請は不要である。

- 1. A・C
- 2. B・D
- 3. A・E
- 4. B・E
- 5. C・D

(参照条文)

<規制品目リスト(抜粋)>

1C006 Fluids and lubricating materials, as follows

License Requirements

Reason for Control: NS, AT

Control(s)

NS applies to entire entry

AT applies to entire entry

Country Chart

NS Column 2

AT Column 1

List Based License Exceptions

LVS: \$3000

GBS: Yes for 1C006.d
CIV: Yes for 1C006.d

List of Items Controlled

Related Controls: See also 1C996.

Related Definitions: N/A

Items:

- a. Hydraulic fluids containing, . . .
 - a.1. Synthetic ‘silahydrocarbon oils’ . . .
 -
 -
- d. Fluorocarbon electronic cooling fluids . . .
 - d.1. Containing 85% by weight . . .
 -
 -

<カントリーチャート(抜粋)>

Countries	CB			NP		NS		MT	RS		FC	CC			AT	
	C B 1	C B 2	C B 3	N P 1	N P 2	N S 1	N S 2	M T 1	R S 1	R S 2	F C 1	C C 1	C C 2	C C 3	A T 1	A T 2
China	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×		×		
Denmark	×					×		×	×							
Hong Kong	×	×		×		×	×	×	×	×		×		×		

<問題20> (配点：1)

非米国原産品目に米国原産品目が組み込まれている場合にEAR規制対象品目になるかどうかについてのデミニミス・ルールに関する記述について、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。ただし、ここで組み込まれた米国原産品目は、米国輸出管理規則（EAR）でデミニミス・ルール適用対象外とされている特別な品目又は600番台の品目等ではなく、一般的な品目であることを前提とする。

- A キューバは、テロ支援国(E：1国群)指定から外れたので、キューバ向けの場合は、組み込まれた米国原産品目がEAR99の品目だけであるときは、比率計算の分子はゼロとなり、したがって、EAR規制対象外となる。
- B キューバは、テロ支援国(E：1国群)指定から外れたので、キューバ向けの場合は、組込比率の基準値(デミニミス・レベル)は25%である。
- C イラン、シリア、北朝鮮、スーダン、テロ支援国(E：1国群)であるので、これらの国が仕向地である場合は、組込比率の基準値(デミニミス・レベル)は10%である。
- D 米国原産品目が非米国原産品目に物理的に包含されていない場合は、デミニミス・ルールを適用しえない。
- E 非米国原産貨物に組み込まれている米国原産品目が米国原産ソフトウェアである場合であっても、デミニミス・ルールを適用出来る場合がある。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 2 1> (配点：2)

AからDまでの日本からの輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（以下「当該貨物」という。）の輸出について、通常兵器キャッチオール規制の許可申請が必要な場合は○、不要な場合は×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。なお、経済産業大臣からのインフォームについては検討しないこと。

- A 中国の企業へ当該貨物を輸出する際、先方から軍用ヘルメットの製造に使用する旨が記載された文書を入手した。
- B レバノンの企業へ当該貨物を輸出する際、その企業のホームページを調べたところ、家電製品その他、軍隊で使用する銃器を大量に製造していることが記載されていた。ただし、今回、輸出する製品は、明らかに家電製品の製造に使用され、軍用品の製造には一切使用されない。
- C フランスの企業へ当該貨物を輸出する際、先方から資料を入手して用途を調べたところ、マシンガンの製造に使用されることが記載されていた。
- D エリトリアの企業へ当該貨物を輸出する際、ライフル銃の製造用であることが契約書に記載されていたため、確認したところ、需要者から輸出者に対して改めて当該ライフル銃がスポーツ用で、次回のオリンピックで使用されるとの連絡がメールであり、後日、書面でも郵送されてきた。

1. A○ B○ C○ D○

2. A○ B× C× D×

3. A× B○ C○ D×

4. A○ B× C× D○

5. A× B× C× D×

<問題 2 2> (配点：2)

需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供を「ストック販売」と定義するとき、「ストック販売」に関して、正しい説明には○、誤っている説明には×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「許可条件の適用」では、「ストック販売」を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、当該包括許可が適用できない第三国にて転売される予定がないことを確認することが求められているが、これはいずれも非ホワイト国を仕向地等とする場合にのみ確認が求められている。
- B 個別許可において、過去に輸出した貨物の一定の範囲の補修品としての貨物であって、輸出する時点で最終需要者が確定していない場合であっても、輸入者等の誓約書に記載されている予定される又は想定される貨物等の販売先のうち、事業内容が明確であること等により経済産業省が特段の懸念がないと認めるものに対しては、輸入者等が貨物等の再販売を行う場合に、経済産業省は事前同意を得るものの対象外とすることができる場合がある。
- C 経済産業省は、個別許可において、仕向地・提供先国、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがある。
- D キャッチオール規制においては、「ストック販売」は、たとえば汎用品の中には、ある特定の用途に専用で用いられる民生品もあることから、法令上、用途要件に該当することがあり得るので、用途要件のチェックを行わなければならない。
- E 個別許可で補修品の「ストック販売」において事前同意の対象外とする場合であっても、経済産業省は貨物等の保管、再販売等の状況報告に係る許可条件を付すことになる。

- 1. A○ B○ C× D× E○
- 2. A× B× C× D○ E×
- 3. A× B○ C× D○ E×
- 4. A○ B○ C○ D○ E○
- 5. A○ B× C○ D× E○

<問題 2 3> (配点：2)

1 から 5 までのうち、下線部分が正しい説明を全て選びなさい。

1. 防衛装備移転三原則は、武器輸出三原則等を整理しつつ新しく定められた原則で、外為法の運用基準である。
2. 防衛装備移転三原則では、防衛装備の海外移転を禁止する場合の明確化がなされている。
3. 防衛装備移転三原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。
4. 「防衛装備移転三原則の運用指針」では、経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表することになっている。
5. 「防衛装備移転三原則の運用指針」では、関係省庁の連絡窓口として、経済産業省では、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課が指定されている。

<問題 2 4> (配点：2)

1 から 5 までのうち、外為法第 6 9 条の 6 の罪に問われるものを全て選びなさい。ただし、公訴時効の停止については考慮しないものとする。

1. 6 年前にアメリカ向けに輸出令別表第 1 の 1 の項 (1 1) に該当する軍用ヘルメット 1 0 0 セットを無許可輸出した場合
2. 4 年前にパキスタン向けに大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するにもかかわらず輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する大型トラック 1 0 台を無許可輸出した場合
3. 4 年前にタイ向けに輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する N C 工作機械 (価額 5 0 0 万円) を無許可輸出した場合
4. 8 年前にタイ向けに輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) に該当する測定装置 (価額 1 , 0 0 0 万円) を無許可輸出した場合
5. 3 年前にアメリカ向けに輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に該当するスポーツ用のライフル銃を無許可輸出した場合

(参照条文) 輸出貿易管理令 第 13 条

第 13 条 法第 69 条の 6 第 2 項 第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第 1 の 1 の項 ((5)、(6) 及び (10) から (12) までを除く。) 及び同表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等を除く。) とする。

<問題 25> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)のパート744で規定されている「エンドユーザ規制及びエンドユース規制」(いわゆるキャッチオール規制)に関する記述として、誤っているものを全て選びなさい。

1. リスト外規制品(EAR99)に該当するEAR規制対象品目をベネズエラ向けに再輸出する場合で、当該品目が装甲車両に組み込まれることを知った場合には、BISの許可を受けなければならない。
2. EAR規制対象品目をD:4国群であるエジプトに再輸出しようとしていたところ、化学兵器搬送用の無人航空機の設計に用いられる事が判明した。但し、その航空機の到達距離が300kmに満たないので、エンドユース規制の対象とはならずBISの許可は不要と判断した。
3. ECCNが4A003.eである品目を日本から香港に輸出する商談がある。当該品目は香港(B国群)に輸出するには許可例外GBSが適用可能であるため、これまではこの許可例外を適用して輸出してきたが、今般、契約変更となりUVLに掲載されている顧客A社が加わる事となり相談を受けた。このA社はUVL被掲載企業である為、許可例外GBSが適用できない事から、A社向け輸出の際には個別許可を取得した上で輸出するよう指導した。
4. 日本からEARのPart 744のSupplement No.2に特定されているECCNのコンピュータを中国の軍向けに再輸出する。顧客からは軍人の給与計算に使用するもので、米軍需品目リスト(U.S. Munitions List)に掲載される品目や600番台の品目等の武器品目に組み込む等といった軍事用途には使用しない旨の書面を得ているものの、中国の軍向けの輸出に際しては、Part 744に従い米国政府の再輸出許可が必要と考えている。
5. 当社のシンガポール法人が同国内において生物兵器開発に使用される事を知りながら米国製PC(ECCNは4A994)を販売しようと考えている。この場合「エンドユース規制」が適用され米国政府の許可が必要となる旨、指導しようと考えている。